

むつ市議会第255回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

令和5年2月28日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第1号 むつ市個人情報の保護に関する法律施行条例
- 第2 議案第2号 むつ市手数料条例及びむつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第3号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等
の一部を改正する条例
- 第4 議案第4号 むつ市乳幼児等医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第5号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第7号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 むつ市マリンハウス協野沢条例を廃止する条例
- 第9 議案第9号 工事請負契約について
(むつ市防災情報伝達手段整備事業（防災情報伝達手段整備工事）に係る工事請負契約
を締結するためのもの)
- 第10 議案第10号 財産の取得について
(除雪グレーダを、むつ市役所本庁舎に配備するためのもの)
- 第11 議案第11号 相互救済事業の委託について
- 第12 議案第12号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事
務組合の規約の変更について
- 第13 議案第13号 市道路線の認定について
- 第14 議案第14号 市道路線の廃止について
- 第15 議案第15号 市道路線の変更について
- 第16 議案第16号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第17 議案第17号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第18 議案第18号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第19 議案第19号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第20 議案第20号 令和4年度むつ市一般会計補正予算
- 第21 議案第21号 令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第22 議案第22号 令和4年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第23 議案第23号 令和4年度むつ市下水道事業会計補正予算
- 第24 議案第24号 令和5年度むつ市一般会計予算
- 第25 議案第25号 令和5年度むつ市国民健康保険特別会計予算

- 第26 議案第26号 令和5年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第27 議案第27号 令和5年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第28 議案第28号 令和5年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第29 議案第29号 令和5年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第30 議案第30号 令和5年度むつ市水道事業会計予算
- 第31 議案第31号 令和5年度むつ市下水道事業会計予算
- 第32 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和4年度むつ市一般会計補正予算)
- 第33 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和4年度むつ市一般会計補正予算)
- 第34 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和4年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	川西	伸二
教育長	阿部	謙一	公営企業 管営業者	村田	尚
代 監 査 委 員	齊藤	秀人	政 統 括 策 監	吉田	真
総務部長	吉田	和久	総務部 デジタル 行政推 進	藤島	純
企画政策 部長	角本	力	財務部長	松谷	勇
民生部長	杉澤	一徳	福祉部長	中村	智郎
健 つ 推 進 部 長	菅原	典子	子 み ど ら も い 長 s m i l e s k i d e o f f i c e こ こ 長	吉田	由佳子
経済部長	立花	一雄	都 市 整 備 長	中里	敬
建設技術 部長	小笠原	洋一	川 内 庁 舎 長	木下	尚一郎
大畑庁 舎長	高杉	俊郎	協 野 野 舎 所 長	小田	晃廣

會計
管理
會

千代谷 賀士子

選舉
事務
局長

工藤 淳 一

監査
事務
委員
長

伊藤 恭雄

農委
事務
局長
部長
部事

成田 司

教育
部長

伊藤 大治郎

上下
民生
局長
部事

中村 久

總政
推進
室
部長
部
課
長
幹
事

石橋 秀治

總務
課
部長

一戸 義則

總務
課
長
幹
事

徳 学

總務
課
部長

菊池 亘

事務局職員出席者

事務
局長

佐藤 孝悦

次長

中野 敬三

總括
主任
幹事

櫻田 誠

主任
主査

畑中 佳奈

主任
主査

井田 周作

主任
主査

浜端 快

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

先般2月22日市長から、今定例会に提出されております令和4年度むつ市一般会計補正予算書の一部に誤謬訂正がありますので、お手元に配信しております。

なお、タブレット端末に登録されている資料は、既に訂正済みでありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第34 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第1号

○議長（大瀧次男） 日程第1 議案第1号 むつ市個人情報の保護に関する法律施行条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第2号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 議案第2号 むつ市手数料条例及びむつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。6番佐賀英生議員。

○6番（佐賀英生） 議案第2号 むつ市手数料条例及びむつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、6点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点目として、コンビニ交付の場合の手数料を減額する目的についてということ。

2番目として、マイナンバーカードは、その際必要になるのか。

3点目として、設置する機器に関する市の負担はどの程度か。

4番目として、証明書の改ざん防止処理はどのように行うのか。

5番目として、コンビニへの負担額、その他市が負担する経費について。

6番目として、1通当たりの手数料の規定について、コンビニで発行する際に証明書が複数になった場合でも対応できるのか。

6点ほどお伺いします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） おはようございます。

お尋ねが6点あったかと思いますが、まず1点目のコンビニ交付の場合の手数料を減額する目的についてということですが、これは市民の皆様により市役所にお越しいただかなくても、全国

に約5万6,000店舗、また市内には31店舗ございますコンビニエンスストアなどで午前6時半から午後11時まで、各証明書を取得できるコンビニ交付サービスを促進しまして、市民の皆様の利便性の向上を図ること、コンビニ交付を推進することによる市役所窓口の混雑を緩和し、市民の皆様の待ち時間の短縮を図り、さらなる市民サービスの向上を目的に減額することとしたところでございます。

お尋ねの2点目、マイナンバーカードは必要かということですが、証明書の発行にはマイナンバーカードをコンビニエンスストア等に設置しております多機能端末、キオスク端末といたしますか、端末を所定の位置に設置して申請する必要がありますので、マイナンバーカードは必要ということになります。

次に、お尋ねの3点目、設置する機器に対する市の負担ということですが、コンビニエンスストア等に設置します機器に対する市の負担というのはございません。

次に、4点目でございます。証明書の改ざん防止処理ということについてのお尋ねでございますが、コンビニエンスストアで発行される証明書には、コピーしますと「複写」という文字が浮かび上がる牽制文字、またインターネット上の問合せサイトで証明書が改ざんされていないか確認できるスクランブル画像など、お札やパスポートなどを造っております国立印刷局の偽造や改ざんを防止するための高度な技術が採用されているところでございます。

次に、お尋ねの5点目でございますコンビニへの負担額、またその他市が負担する経費についてということですが、コンビニエンスストアには1通につき117円の委託手数料を地方公共団体情報システム機構というところを通じまして支払うこととなります。その他の市が負担します

経費としましては、システム保守料と地方公共団体情報システム機構への負担金として、合わせて年額701万8,000円を予定しているところでございます。

お尋ねの6点目でございます1通当たりの手数料の規定について、コンビニで発行する際に証明書が複数になった場合にも対応できるのかということですが、コンビニエンスストアでは住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の付票の写し、所得課税証明書の6種類の証明書を発行することができます。証明書それぞれで1通当たりの手数料を負担するということになります。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） 利便性を図るという点は、大変よろしいことかと思うのですが、まずマイナンバーカードの部分なのですけれども、かなり普及率が高まっている。特に本市に関しては、皆さんの努力でかなり高まって、この私でさえも申請しましたので、かなりいい線いくかと思うのですが、ただ1つ疑問なのは、では、ない人は、高い手数料を払って窓口とかに来なくてははいけないと。確かにそれはそれで、今本市が進めているデジタル化、DXもろもろ考えてもいいことなのですけれども、そこでやっぱりマイナンバーカードは何らかの理由で取らない方もいらっしゃる。これはこれで仕方ないことですし、もっと言えば、政府を信用していないという部分が多分にあるかと思えます。そういう方に不利益を与えるというのはあまりよろしくないと思うのですが、その点について。

それと、コピーの部分なのですけれども、多分コピーすると、「コピー」と見える高度な技術と思うのですが、それは全店舗できちんと、本当にやった瞬間にできるのか。例えば透かしが入ると

か何かで、そのコピー防止の紙でなるのかと。それをちょっと私、機械の構造上、普通のコピーをする紙と、それが一緒になって、機械の構造がなかなか分からないものですから、そこら辺のところをもう一回、知っている範囲で詳しく教えていただきたいと。

それと、窓口の負担が緩和されると。それはそれでよろしいことですし、皆さん速く進むのですけれども、どの程度それを見込んでいるというか、大体窓口のほうが減りそうかなという予想を立てていましたらお教え願いたいと。

経費の部分については、やっぱりこれだけ117円かかるとか云々になるのですけれども、ちゃんとした計算は分からないですけれども、経費の逆転というのは起こらないのか。もしくは、逆にコンビニの使用が増えることによって経費的な負担が増えないのか。

この4点についてお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） お答えいたします。

まず、不利益ということですが、現行、今窓口に来ていただいて、通常の手数料ということですが、今回につきましては、コンビニエンスストアで日本全国取れますので、また接触とかはございませんので、非常に便利だということで、政策的にはこらちのほうに、マイナンバーカードの取得も併せて進めていくということですが、不利益というか、通常の間であればそのまま、不利益ということは生ずるものではないと考えております。

2点目につきましては、コピーの防止ということですが、専用の用紙を使っております。したがって、コピーすれば、そのように「コピー」が出るというような形でございますので、しっかりとした改ざん防止策が取られているとい

うことでございます。

3点目は、窓口の人数は減るかということですが……

（「違う違う、窓口の負担が減るか」の声あり）

○総務部長（吉田和久） 負担がですね。現在私どもこちらのほう、コンビニ交付へ移行する場合、約20%の方々がコンビニ交付を利用するのではないかと考えております。

また、経費の逆転ということですが、先ほど申し述べました負担金、そちらとコンビニエンスストアに対するその委託の手数料が、今の計算でいきますと、トータルで大体880万円ほどになります。現在のところ、今までの発行手数料の収入につきましては約1,700万円ほどございますので、差引きすると、約半分ぐらいが収入として、歳入として残るということですが、逆転するということはございません。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） ありがとうございます。

緩和されるということはいいことですが、またちょっと先ほど話した不利益になるのか云々というのは、言葉のあんばいで若干違ってくると思うのですが、今後において証明書、どの程度まで広げていけるのか。例えばプライバシーとか個人情報のある部分があるのでしょうか、どこまで広げる予定とございますか、広げることができるのか、最後にお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） お答えいたします。

今の発行の種類につきましては、全国共通でございますが、6種類の発行にとどまっております。これが普及等進みますと、また発行する種類が増えていくものとは思っておりますが、現行はまずはこの6種類のコンビニ交付ということですが、

ますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（大瀧次男） これで佐賀英生議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇議案第3号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 議案第3号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、

お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第4号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 議案第4号 むつ市乳幼児等医療費給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第5号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第5 議案第5号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第6号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第6 議案第6号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第7号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第7 議案第7号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第7号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第8号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第8 議案第8号 むつ市マリンハウス脇野沢条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第9号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第9 議案第9号 工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、むつ市防災情報伝達手段整備事業に係る工事請負契約を締結するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第10号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第10 議案第10号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、除雪グレーダを、むつ市役所本庁舎に配備するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第11号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第11 議案第11号 相互救済事業の委託についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第12号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第12 議案第12号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第13号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第13 議案第13号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第13号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、

産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第14号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第14 議案第14号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第14号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第15号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第15 議案第15号 市道路線の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第15号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第16号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第16 議案第16号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、3月11日をもって任期満了となるむつ市教育委員会の委員に納谷順子氏を任命することについて議会の同意を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第16号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第17号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第17 議案第17号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員に永井信孝氏を推薦することについて、議会の意見を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第17号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◇議案第18号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第18 議案第18号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員に石倉司氏を推薦することについて、議会の意見を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第18号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員会への付託を省略すること

に決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◇議案第19号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第19 議案第19号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、人権擁護委員法第9条ただし書の規定により、任期満了後もその職務を行っている人権擁護委員の後任に佐藤功子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第19号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◇議案第20号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第20 議案第20号 令和4年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第20号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◇議案第21号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第21 議案第21号 令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第21号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第22号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第22 議案第22号 令和4年度むつ市水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第22号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第23号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第23 議案第23号 令和4年度むつ市下水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第24号～議案第31号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第24 議案第24号 令和5年度むつ市一般会計予算から日程第31 議案第31号 令和5年度むつ市下水道事業会計予算までの8件を一括議題といたします。

これより質疑に入りますが、ただいま一括議題といたしました8議案については、それぞれ区分して質疑を行いますので、ご了承願います。

まず、議案第24号 令和5年度むつ市一般会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、15番佐藤広政議員。

○15番(佐藤広政) それでは、議案第24号 令和5年度むつ市一般会計予算について、2点ほど質疑させていただきます。

まず1点目は、令和5年度の予算編成を終え、財政中期見通し2022への影響はどのように分析しているのか。

そして2点目は、子ども・子育て予算に重点を置いてはおるのですが、令和4年度と比較して予算額はどのくらい増えたのかお尋ねいたします。

○議長(大瀧次男) 財務部長。

○財務部長(松谷 勇) お答えいたします。

初めに、令和5年度予算編成を終え、財政中期見通し2022への影響をどう分析しているかにお答えをいたします。財政中期見通しにつきましては、算入すべき要素を最大限に見積もって算定しておりますので、その数値が大きく乖離することはないものと見込んでおります。ただ一方で、電気料金等の値上がりによる影響が懸念されておりますことから、予算の執行管理を徹底するとともに、財政中期見通しに沿った財政運営、財政の健全化に心がけていくことが肝要であると考えております。

続きまして、子ども・子育て予算に重点のほうを置いているが、令和4年度と比較して予算額はどのくらい増えたのかについてお答えをいたしま

す。むつ市総合経営計画における「教育・子育て環境の向上」のうち、「子ども・子育て支援」に分類される事業を令和4年度と比較いたしますと、事業費で約5,100万円、一般財源では約3,900万円増加しております。また、「教育」に分類される事業では約7億6,000万円、一般財源では約2億3,000万円増加しております。「子ども・子育て支援」、また「教育」に係る事業費を概算いたしますと、事業費で約8億2,000万円、一般財源では2億7,000万円それぞれ増加をしております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。それでは、ちょっと再質疑をさせていただきます。

影響を分析していることについてなのですが、項目ごとに数値等、また詳細等の分析はどうなっているのかお尋ねします。

もう一点は、医療費無償化など、かなり重く財政負担が続いてはおりますが、新税などの財源の確保等のめどは立っているのかお尋ねいたします。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

当初予算と財政中期見通しとの項目ごと、また数値での分析についてお答えいたします。財政中期見通しにつきましては、決算の推移を見込んだものでありまして、予算との単純な比較というのは難しいところでございますけれども、まず歳入の根幹であります市税につきましては、財政中期見通しが58億2,600万円に対しまして、今回の当初予算では58億2,400万円、200万円の減額でございますけれども、ほぼ計画どおりとなっております。

また、普通交付税につきましては、財政中期見通し97億1,500万円に対しまして、今回の予算では97億4,100万円、プラス2,600万円でございます

けれども、こちらのほうの誤差もほぼ0.2%、0.3%ぐらいでございますので、計画どおりと認識しております。

また、歳出につきましては、義務的経費であります扶助費につきましては、財政中期見通しが76億3,300万円に対しまして、当初予算では76億2,600万円、700万円の減額、これも計画どおり。公債費、財政中期見通し43億4,100万円に対しまして、当初予算が43億4,900万円、プラス800万円でございますので、計画どおりと考えております。

ただ、ごみ処理施設の負担金につきましては、2億8,000万円ほど増えております。こちらにつきましては、令和6年度より新しい施設が稼働するという予定となっております、これまでより維持費が抑えられることが期待されており、今後の予算執行や決算等において、その推移を見極めて対処していかなければならないものと、そのように考えております。

次に、子ども・子育てに関する予算が増えてきているということで、財源の確保、めど等はどうかについてお答えいたします。子ども・子育て等に関する施策につきましては、昨年の早い段階で財務の担当と担当部局で協議を進めておりまして、今後の財政シミュレーションの中で実施が可能と判断し、予算計上に至った経緯がございます。

一方で、財政中期見通しというのは5年間のシミュレーションでございますので、10年後、15年後につきましては、実際シミュレーションしておりませんが、子ども・子育ての施策というのは重点施策だと認識をしております、今後数年間は少子化のほうが続くと予想され、その余剰の財源を単に財政調整基金に積むのではなくて、新規の事業や拡充事業に充当すること、また新たな財源の確保に努めながら持続可能な事業運営、そして財政運営に取り組んでまいりたいと考えておりま

す。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） 様々な形での財源の確保という、そしてまた持続、継続していかなければならない事業ということでもございますので、そこら辺はしっかりとした形で、10年後、15年後というのはシミュレーションされていないということでございますが、できる限りしていかなければならないのではないかとおもうのです。最後に多額の市債の借入れ等、財政の健全化判断比率に与える影響はどのように分析しているのかお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

財政健全化判断比率についてのお尋ねにお答えいたします。財政中期見通しと当初予算編成時点での各判断比率の比較となりますが、実質公債費比率は13.8%となりまして、0.6ポイントの減、これは好転ということになります。こちらにつきましても、減債基金の取崩しによる償還財源が増えたことで比率のほうが低下しております。

また、将来負担比率につきましても154.9%、5.5ポイントの増、こちらのほうは悪化しております。こちらのほうは、逆に減債基金、先ほど取り崩したものの、または財政調整基金を取り崩したことによる将来負担財源が減少したことによるもので、悪化することになります。

ただ、実際決算におきましても、例年予算規模の1%から1.5%ぐらいの黒字というものが見込まれておりまして、今回は400億円の予算規模でありますので、約4億円から5億円の黒字が見込まれます。減債基金や財政調整基金の繰入れが必要であれば、ほぼ財政中期見通しどおりに数値が落ち着くものと考えております。

また、当市の財政の健全化は確実に進んでおり

まして、急激に数値のほうが悪化することはないものと認識をしております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） これで佐藤広政議員の質疑を終わります。

次に、14番濱田栄子議員。

○14番（濱田栄子） 議案第24号 令和5年度むつ市一般会計予算について質疑いたします。佐藤広政議員と多少かぶる部分があるかもしれませんが、お許してください。

子育て支援についてお伺いいたします。むつ市では、平成30年、子どもみらい部を設置して、これまで助産師、保健師等経験豊富な職員を配置し、妊娠から出産、子育て、保育園入園相談等、切れ目のない支援体制を行っているところでございます。今予算においても、新たにゼロ歳児の保育園におけるおむつの無償化、18歳までの医療費の無償化等が提案されております。現在核家族世帯の多い社会においては、力強い存在であると思っております。

また、先ほども佐藤広政議員が質疑の中でお聞きしましたが、子育てに対して精査の段階で議案化等できなかった事業、また今後財政が可能であれば必要と考える事業が、現時点で何かありましたらお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（吉田由佳子） お答えいたします。

令和5年度の新規事業といたしまして、18歳までの子供の医療費を無償化する事業ですとか、またゼロ歳児までの保育施設でのおむつ無償化事業等を実施することとしておりますが、今後におきましても財源確保に努めまして、子育てに係る費用の無償化に段階的に取り組むことで子供を産み育てやすい環境をつくってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） ありがとうございます。先ほど財源に対しては、佐藤広政議員のほうでちょっとお聞きしましたので、今後財源が許す限り、子育てに対して支援していただくということで、これから状況が変わると思いますので、管理職の方もあまり具体的なことはご発言できないと思いますが、若いママたちの声をしっかり聞いて、また議会へ届けていただきたいと思います。

最後に市長に、子ども・子育てに対する思いというものをお聞きしたいなと思います。前市長、実はよくお話ししていました、「こどもは地域のたから」ということを。今の市長はどういうふうにお考えであるのか、もう一度改めてお聞きいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

本当に子供が少なくなっていて、人口が減ってきていて、むつ市の未来もなかなか明るい見通しが立てられないということだと思っています。子供たちの笑顔輝くむつ市になるように、これからもむつ市政、継続して取り組んでいただきたいと思います、このように考えてございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号 令和5年度むつ市国民健康保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号 令和5年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号 令和5年度むつ市介護保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号 令和5年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号 令和5年度むつ市魚市場事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号 令和5年度むつ市水道事業

会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号 令和5年度むつ市下水道事業会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第31号の質疑を終わります。

以上で令和5年度むつ市各会計予算に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号から議案第31号までの令和5年度むつ市各会計予算については、議長を除く議員21名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第31号までの令和5年度むつ市各会計予算については、議長を除く議員21名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配信しております予算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配信しております予算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、予算審査特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時56分 再開

○議長(大瀧次男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれました予算審査特別委員会において、委員長に斉藤孝昭議員、副委員長に野中貴健議員が選任されましたので、ご報告いたします。

◇報告第1号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第32 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和4年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は承認することに決定いたしました。

◇報告第2号

- 議長(大瀧次男) 次は、日程第33 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和4年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で報告第2号の質疑を終わります。お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第2号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は承認することに決定いたしました。

◇報告第3号

- 議長(大瀧次男) 次は、日程第34 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和4年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第3号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は承認することに決定いたしました。

◎散会の宣告

- 議長(大瀧次男) 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月1日及び2日は予算審査特別委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、

て、明3月1日及び2日は予算審査特別委員会の
ため休会することに決定いたしました。

なお、3月3日は一部付託議案審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時01分 散会